

第29回住民記録システム等標準化検討会 事前意見照会におけるご意見・ご質問に対する事務局の考え方

No.	意見・質問者	ご意見・ご質問	回答
1	株式会社 T K C	・P 13 1.1.8 年月日の管理 ①最終方針理由欄に「本機能については、日付が「不詳」の場合、内部的に保有する日付に基づき年齢計算を行うこと」と記載されていますが、生年月日が不詳の場合に内部的に暦上日を保有してしまうと「みなし生年月日」に該当するため、下記の機能要件に反するのではと思いましたが、いかがでしょうか？ 【実装不可機能】 みなし生年月日等を作成できること。 また、内部的に保有する日付は住基ネットに送信するために「2001-A1-00」の様な不詳日を表現するものであると認識しており、今回の内部的に保有する日付についての意味が異なるのであれば、もう少し標準仕様書上で定義して頂くと齟齬が無くなるのではと思います。 ②システムを開発する観点で確認させてください。 【検討会の考え方（案）】に「なお、連携するシステムに対し内部的に保有する日付を連携する場合は、「不詳」である旨を明示すること。」とありますが、内部的に保有する日付や「不詳」である旨を連携先のシステムに伝える手段は「データ要件・連携要件」に準拠すると考えておりますが、「データ要件・連携要件」には内部的な項目の定義が無いため、どのように連携することを想定されているのでしょうか？ ・P 16 令和8年1月以前の改製除票データを、現行のデータレイアウトで管理し、現行の帳票レイアウトで発行する機能。念のために確認させてください。 除票の保存期間は150年間ですが、令和元年6月20日の法改正以前は5年と認識しております。そのため、法施行日（5年）の除票までを移行し、法改正前の5年を経過した除票（過去、保存期間を経過している除票（照会用））に関しては、移行対象外として扱うことを想定しています。これらの認識は標準仕様書の考え方に合っていると考えてよろしいでしょうか。 ・その他 本議題のこととは異なりますが、以下のことについて確認させてください。 10月に皇室典範施行に合わせ政令改正が行われますが、標準仕様書等の該当する箇所について、仕様の追加等を行う予定はありますでしょうか？ 例外的な対応にはなと思いますが、住民票等の氏名または本籍を含む様式・帳票要件、エラー・アラート項目、基本データリスト、関連機関（住基ネット既存住基改造仕様書等）等への定義が必要ではないかと考えております。	・1点目 ①本機能で実装不可としている「みなし生年月日」は他システムに連携する目的で作成されるものを指しており、年齢計算用など住民記録システム内部での処理のために日付を保有することは問題ありません。 ②当該記載は、上記のとおり、年齢計算用などのために内部的に保有している生年月日は連携する目的ではないため、連携に当たっては「みなし生年月日」とならないように、「データ要件・連携要件」に基づき「不詳」である旨を明示していただくよう記載しているものです。 ・2点目 除票の保存期間が5年から150年に変更となった施行日までに任意で5年以上保持していたものは150年保存とする必要があります。 任意で5年以上保持していた除票については、20.0.1に記載のとおり標準化基準施行前に除票になったものであるため、必ずしも標準仕様書規定のレイアウトに従う必要はありませんが、データ構造については30.1のとおり標準化されたデータベースである基本データリストに従うこととされています。 ・その他 皇室典範改正に伴う制度の変更内容については検討中と承知しています。標準仕様書に修正が生じる場合には、事務局で整理の上、本検討会でご議論いただくことを想定しています。
2	富士通Japan株式会社	「資料2 住民記録システム一部機能の経過措置一覧表.pdf」における、#40の機能ID：0010146について意見がございます。 「仮登録中のデータ連携（した上での抑止）を求める機能ではない。」ということですが、データ連携をしないということは、コンビニ交付と広域交付住民票のデータ状態は「仮登録前」です。 その上で、コンビニ交付・住基ネット広域交付住民票側からすると、住記で該当データが仮登録中か否かを自発的に検知する術がありません。 検知するには、データ連携をもって検知するしかありません。しかしながら、そのようなデータ連携I/Fはデジタル庁機能別連携仕様不存在のため、そこに矛盾があるというのが当方の意見でございます。 当該機能を標準とするなら、J-LIS様に対してコンビニ交付システムへの連携インタフェースにおいて、仮更新時の発行抑止の連携インタフェースを発出するように働きかけをお願いしたい次第です。 そのインタフェースがなければ、「仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。」という標準仕様書要件は実現不可能ということになります。やはり、仮登録中のデータに基づく証明書抑止という要件は削除するのが妥当と考えます。（「仮登録前」のデータに基づく証明書を発行抑止することは問題ございません。）	「仮登録中のデータ連携（した上での抑止）を求める機能ではない。」の記載は「仮登録中の住民情報を連携することを求める機能ではない」ことを示す趣旨です。この点をより明確化するため、「仮登録中の住民情報の連携（した上での抑止）を求める機能ではない。」と記載を修正します。 その上で、「4.0.8審査・決裁」にて「仮登録の情報では、取消、修正等ができ、異動処理、証明発行、他業務（住基ネット等）連携については、抑止されること。」「なお、仮登録前のデータについても照会・証明書発行等は抑止される。」と記載のあるとおり、仮登録を実施している対象者においては住民記録システム内で証明書発行が抑止される想定です。 また、「3.1 異動・発行・照会抑止」にて「証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付及びCSIに対しても自動連携されること。」と記載のあるとおり、住民記録システムの抑止機能により、コンビニ交付及びCSIに対しても抑止設定が連携される想定です。 なお、機能別連携仕様については「001o0011」が該当する認識であり、仮登録中における証明書の発行抑止設定の連携についてもこれに含まれると考えます。